

○雲南市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要綱

令和3年3月23日

告示第122号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定及び届出に係る事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、法の定めにあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
- (2) BELS評価 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価をいう。
- (3) BELS評価書 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書をいう。

(軽微な変更の説明書等)

第3条 適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（規則第3条に規定する軽微な変更に限る。）をしたときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項又は同法第18条第17項の規定による完了検査を受けようとするとき、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（様式第1号）を建築主事に提出するものとする。

- 2 前項の変更が様式第1号に掲げる再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）であるときは、規則第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）を添付するものとする。
- 3 前項に規定する軽微変更該当証明書を求めようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第2号）の正本及び副本に、それぞれ規則第1条第1項に規定する図書及び当該計画の軽微な変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適

合性判定を市長が行った場合においては、軽微変更該当証明申請書（様式第2号）の正本及び副本に、それぞれ規則第1条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添付するものとする。

4 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明申請書の提出を受けた場合において、当該変更が規則第3条に規定する軽微な変更であると認められる場合は、軽微変更該当証明書（様式第3号）を建築主に交付するものとする。

（市長が必要と認める図書）

第4条 規則第12条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品質法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）の写し

(2) BELS評価を受けた場合は、BELS評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合しているものに限る。）の写し

（市長が不要と認める図書）

第5条 規則第12条第4項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、前条第1号又は第2号に掲げる図書の写しを添えた場合は、規則第12条第1項に掲げる図書のうち仕様書、各部詳細図、各種計算書、機器表（昇降機にあっては、仕様書）及び系統図とする。

（市長が定める用途）

第6条 雲南市手数料徴収条例（平成16年雲南市条例第68号）別表第7（第2条関係）第1項ア（ア）に規定する工場その他のこれに類するもので市長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 倉庫

(2) データセンター

(3) 卸売市場

(4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(5) 水産物の増殖場又は養殖場

(6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する用途のもの

（名義等変更届）

第7条 法第12条第3項又は法第13条第4項の規定による適合判定通知書

の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第4号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（取下届）

第8条 法第12条第1項若しくは同条第2項の規定による計画書の提出をした者、法第13条第2項若しくは同条第3項の規定による通知をした者又は第3条第3項の規定による申請書を提出した者は、当該申請等を取り下げようとするときは、取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、適合性判定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。